

原 著

**和歌山県立盲啞学校の創設期(大正4～大正11年)の教育的課題と
和歌山聾啞興業会設立の経緯**

佐々木順二

大正期の和歌山県立盲啞学校において和歌山聾啞興業会が設立される経緯と理由を、学校支援組織が果たした役割、卒業後問題、初代校長辻本與次郎の教育理念との関係の観点から解明した。和歌山県立盲啞学校は、小学校教育の目的・内容を準用した教育と、障害に応じた職業教育を提供することで、生徒には、精神面での自発性、身体面での健康、そして社会生活を営むための常識と職業的技能の装備を期待した。しかし、学校の財政的基盤は脆弱であり、教育力不足、教員への過重負担、自校校舎の不在という教育的課題に直面していた。これらの教育的課題には、和歌山市周辺の有志による人的・財政的支援を受けた学校後援会及び新築期成同盟会が対処していった。この過程で、和歌山聾啞興業会が比較的裕福な家族を中心に設立されたが、同会は卒業生の就労困難と社会的孤立への対処を目指しており、聾啞者の自活と国民としての人格の向上という辻本の教育理念を反映するものであった。

キー・ワード：聾啞学校 卒業後問題 学校支援組織 和歌山県 大正期

I. はじめに

わが国の聾啞教育は、1923（大正12）年の盲学校及聾啞学校令を境として、慈善事業としての枠組みから、学校教育としての枠組みへの変換が促進された。一方、同令制定前の段階における聾啞学校¹⁾の多くは、制度、財政、人材、教育内容・方法の全ての面において未整備の段階にあつたために、生徒に十分な教育を提供し得なかつたと考えられる。また、日露戦争後から第一次世界大戦にかけての独占資本主義形成期の下、生徒の卒業後の職業的自立は困難であり、修業年限終了後も学校に滞留する者が多かつた（加藤 [1994] p.129; 西田 [1985] pp.300-301）。このような背景の下、聾啞学校内

に、あるいは学校とは独立に、中途退学者と卒業生を対象とした、補習科、授産施設、あるいはその両方の機能を併せもつた施設が設立された。

ところで、聾啞学校に設立された授産施設に関する研究は少なく、事例的な紹介と若干の考察があるのみである²⁾。加藤（1994）は、明治後期における聾児の家族の「教育要求」は普通教育に傾斜していたとし、わずかに見られた職業教育の需要への対処として、聾啞授産院（東京市、1901 [明治34] 年）、日本聾啞技芸会（東京市、1904 [明治37] 年）の二例を挙げているが（p.128）、授産施設に関する具体的分析は行っていない。

一方、佐々木・中村（2001）は、大正期の私立福岡盲啞学校（1909 [明治42] 年。以下、福

岡校)に株式会社聾啞工芸品製作所(1919 [大正8]年。以下、聾啞製作所)が設立される経緯を分析し、聾啞製作所が、学校財政が再建される過程で、家族の保護的期待と、当事者意識と勤勉さの育成という教師の教育理念を反映して設立されたことを明らかにした。しかし、この研究は事例的研究に留まり、時期的にも限定されているため、次のような検討課題を残している。第一に、聾啞者の生活困難の具体相及び授産施設の機能の解明、第二に、聾啞学校が学校教育としての枠組みの中に定着する過程で授産施設の機能に生じた変化の解明³⁾、第三に、大正期から昭和戦前期の聾啞者に対する社会的評価と授産施設との関連の解明、そして第四に、これらの検討課題を、授産施設設立の経緯も含め、他地域の事例と対照的に検討することである。

福岡校の授産施設は、同校が学校教育としての枠組みの中に定着していく過程で、学校からは分離され、社会事業としての枠組みの中で維持・発展していった事例である(福岡県福岡学校, pp.273-282)。これに対し、和歌山県立盲啞学校(1909 [明治42]年に和歌山県師範学校附属聾啞学級として創立。1918 [大正7]年に県立移管)に設立された和歌山聾啞興業会(1922 [大正11]年)は、授産施設設立の経緯では聾啞製作所と類似しながら、学校教育としての枠組みの中で教育機能を拡充させていく過程で、授産施設が学校から分離されず、その機能が縮小されていったと考えられる事例である。

福岡県及び和歌山県の対照的検討から期待されることは、聾啞学校が教育機能を強化させていく一方で、授産施設が設立された歴史的社會的諸条件の解明である。このことは、聾啞学校が裝備してきた理念・方法が教育後の聾者の社会生活上の困難とどのように関係してきたのかという、現代の聾教育・聾者福祉においても考究すべき課題である。

本研究は、このような対照的検討のための予備的作業として、和歌山県立盲啞学校において和歌山聾啞興業会が設立される経緯と理念を解

明することを目的とする。その際、まず大正期の同校が直面した教育的課題を明らかにし、さらにその課題との関連で授産施設設立の条件に焦点を当てるものとする。

教育的課題に関しては、和歌山県立盲啞学校(その前身である和歌山県師範学校附属聾啞学級及び紀伊教育会附属盲啞学校を含め、以下和歌山校)が掲げた教育理念及び教育内容・方法と、和歌山校の教育の実状とを対照させて分析する。授産施設設立の条件に関しては、和歌山校の学校支援組織の果たした役割、卒業後問題の内容、辻本與次郎校長の教育理念との関係の観点から分析する。

対象時期は、和歌山県師範学校附属小学校聾啞学級が廃止され、紀伊教育会附属盲啞学校となる1915(大正4)年から、県立移管を経て和歌山聾啞興業会が設立される1922(大正11)年までの7年間とする。本研究では、和歌山校の教育的課題が顕在化し、それへの対処がなされるこの時期を、和歌山県立盲啞学校の創設期として位置づけて叙述するものとする。

II. 和歌山県立盲啞学校の創設とその教育的課題

1. 和歌山県師範学校附属聾啞学級の廃止と紀伊教育会附属盲啞学校への移管

和歌山校は、和歌山県師範学校附属小学校聾啞学級として創設後、紀伊教育会に移管され、さらに和歌山県に移管されて和歌山県立盲啞学校となった。ここでは、和歌山校が紀伊教育会に移管されるまでの経緯を概観する。

1909(明治42)年9月における、和歌山県師範学校附属小学校聾啞学級(以下、聾啞学級)の設置は、文部省訓令第六号に基づく。同令は、日露戦争後の国民教育の強化の一環として、1907(明治40)年4月に師範学校規程(文部省令第一二号)が定められたのに伴って公布された。同令は、「義務教育年限の延長に関連した教員養成機関の改善の課題や方策」を示すと共に、師範学校附属小学校に「盲人、啞人、又ハ心身発育不完全ナル児童ヲ教育」するための「特別

学級」を設けて、「之カ教育ノ方法ヲ攻究」することを奨励した(戸崎, p.33)。

実際には、聾啞学級設置に先立ち、1909(明治42)年4月に和歌山県師範学校附属小学校に「低能」学級が設置され⁴⁾、同学級の担任として、東京盲啞学校教員練習科修了(同年3月、聾啞教育専修)の金谷末松訓導が採用された。この「低能」学級が、同年9月に聾啞学級に改編されたことには、次の三つの理由を指摘できる。

第一に、担任の金谷が有した聾啞教育の知識・技能と、「低能」教育のそれとのあいだに相違があったことである(辻本[1924]p.1)。第二に、師範学校附属小学校訓導で、「低能」学級時代から金谷の助手を務め、後に和歌山校の中心的存在となる辻本與次郎(1886-1952)に、助手となる以前から聾啞教育への従事の念願、及び京都、大阪の盲啞学校への訪問・参観の経験があったことである⁵⁾。そして第三に、聾啞教育への需要が、和歌山市内及び郡部の比較的裕福な社会階層の間に存在していたことである⁶⁾。

聾啞学級における教員編成は、担任の金谷を中心となって基礎教科を、辻本を始めとする師範学校附属小学校の訓導ら数名が実科や体操科を分担するという形であった。聾啞学級設置の半年後の1910(明治43)年3月末、金谷は退任し、主に体操科担当であった辻本が同学級の担任を引き継いだ。

一方、師範学校内では、附属小学校の学級数が少ないために教育実習がしづらく、「教生の指導上に不便」があること、また、聾啞学級には「教生の配当」ができないことを根拠に、同学級の廃止を求める声があった。これに対し、辻本は、中等学校体操科教員の資格を取って師範学校内の自らの地位を確保するとともに、「紀伊教育」誌へ盲啞教育に関する研究報告を行うことにより、学級存続の意義を訴えた(辻本[1924]pp.2-3; 和歌山県立和歌山盲学校, p.15)。

辻本は、既に1910(明治43)年には「国庫多端なる時」であればこそ「有為の人」の育成、

「廢者を化して健者と成すこと」の必要性を主張していた(和歌山県立盲学校, p.15)。また辻本(1924)の述懐によれば、彼は廢級論に先だって、聾啞学校は「慈善事業」ではなく「国家事業」であり、「飽くまで公立学校」として設置されるべきであると主張したという(p.2)。即ち辻本の主張は、盲啞教育の根拠を無用有用化論に置き、公教育としての聾啞教育の必要性を脱くというものであったと言える。しかし、廢級論の苟まりは抑えることができず、1915(大正4)年3月に聾啞学級は廃止となる。

その後、聾啞学級は、和歌山県の教育関係者によって構成される紀伊教育会によって継承され、1915年4月、紀伊教育会附属盲啞学校として存続することになる。学校存続の支持者には、和歌山県知事、県内務部長、県学務課長、県視学といった有力者も含まれていた(辻本[1924]p.3)。このことは、盲啞教育の意義が、教育関係者を中心とする和歌山県の有力者にも認められつつあったことを示す。

つまり和歌山校は、まず、師範学校附属小学校の特別学級として設置され、聾啞子弟を有する家族の教育需要に対応したが、師範学校内での存続を維持できなかつた。しかし盲啞教育の意義を認める支持者が増えることにより、聾啞学級は、独立の盲啞学校として紀伊教育会に移管された。

2. 紀伊教育会附属盲啞学校時代の教育的課題

(1) 教育の理念と内容・方法: ここでは、附属盲啞学校時代(1915[大正4]年4月～1918[大正7]年3月)の教育理念・方法、教育の実状とともに、同校が直面していた教育的課題を述べる。

盲啞学校は、小学校令において小学校に類する各種学校の一つに位置づけられていた(明治33年改正)⁷⁾。従つて、盲啞学校の目的には、「児童身体ノ発達ニ留意シテ道徳教育及国民教育ノ基礎並ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ本旨」とする小学校の目的が準用されていた。同様に、盲啞学校の就業年限には尋常小学校6カ

年、高等小学校 2 カ年ないし 3 カ年が準用され、教科目にも「修身、国語、算術、日本歴史、地理、理科、図画、唱歌、体操トシ女児ノ為ニハ裁縫ヲ加フ」「土地ノ状況ニ依リ手工ヲ加フルコトヲ得」という小学校令（明治43年一部改正⁸⁾）の規定が準用された。

さて和歌山校の教科目は、聾啞学級設立時には「普通尋常小学校と同様」であり、「特に盲生には実科を教授し、女性ならば裁縫」を教えるという内容であった（和歌山県立和歌山盲学校、p. 13）。附属盲啞学校時代における教科目は、「小学校教科の外に指物、裁縫、鍼灸」であった（和歌山県立和歌山盲学校、p.21）。すなわち、和歌山校の教科目は、創立以来、尋常小学校の教科目に準じた内容に加えて、盲生に対する鍼灸、女子の聾啞生に対する裁縫（後に男子に対する指物）で構成された。

一方で同校は、5つの「教育主義」として、体育、職業教育、自立と信仰、発音、常識を掲げ、この教育主義を具体化する教育内容・方法として、訓育、体育、教授の三つの「施設」を置いていた（辻本 [1918] pp.16-17；内外盲人教育編集部 [1919] pp.69-70）⁹⁾。5つの教育主義を掲げていたことから、同校の理念は、小学校令に規定される目的を準用しながらも、盲者、聾啞者の教育のために独自の重点的課題を設けていたと理解することができる。

次に、三つの「施設」を具体的に記述したものを表1に整理した。訓育では、「自立自営」の校訓の下、依頼心の打破、自発的態度の養成というように生徒の精神面への働きかけが意図された。例えば、無合図課業とは、校時表を作らず、「興がのれば二時間でも三時間でもやる。いやになつたらやめる」（和歌山県立盲学校研修部、p.11）という授業の進め方により、生徒の自発的学習態度を養成しようとするものであった。

体育では、盲者、聾啞者は「体質劣等（聾啞者は呼吸器）」という認識の下、毎日の授業による疲労の快復、「非体育的」生活の改善が期待されており、生徒の身体面への働きかけが意図さ

れた。また、「体育としての発音（全校生徒）」は、音声による意思疎通能力の向上が期待されたこと、及びその能力を身体訓練の一環として育成しようとしていたことを示す。

教授の下位項目は、日本歴史および独立した施設に位置づけられる体育が除かれている以外は、小学校の教科目を準用した構成である。これらの教科目ごとに示される教育内容・方法にも、上述の教育主義が反映されている。例えば、教育主義の一つである「職業教育」の重視は、算術での色彩指導、木工科での販売主義の導入、図画科での図案指導というように、複数教科の内容・方法に散在する。また、「自立と信仰」および「常識」の重視は、修身科（信仰心の養成、常識教育）に、「発音」の重視は国語科（発音会話励行）に、それぞれ組み込まれていた。

以上から次のことを指摘できる。第一点目は、和歌山校の教育理念が、小学校令に規定される小学校の目的を準用しながらも、盲あるいは聾啞という障害に対応して、体育、発音、職業教育、自立と信仰、常識といった独自の重点的課題を設けていたことである。第二点目は、これらの重点的課題は、訓育、体育を他の教科目から独立させること、及び、通常の教科の教育内容・方法の構成に具体化されていたことである。

そして第三点目として、このような教育理念・方法を通じて、次のような自立像が期待されたことである。即ち、精神面での自発性、身体面での健康、そして社会生活を営むための常識と職業的技能を有する人間像である。とくに聾啞者の場合、こうした資質に加えて、発音による意思疎通能力の装備も期待された。

このような自立像は、日露戦争を経て、第一次世界大戦が勃発する中で、帝国主義化を遂げていく日本において、国民に期待された精神的、身体的資質でもあったと考えられる。大正期半ばのこうした時代状況下で、盲教育、聾啞教育を、慈善事業の枠組みの中から公教育の枠組みの中に位置づけていくには¹⁰⁾、盲者、聾啞者がこのような自立像に近似可能であることを示す

表1 和歌山校の施設要項（教育内容・方法の要点）

訓育	1. 自立自営を校訓とする(理由:依頼心の打破、統計上父母が短命、盲者、聾哑者には自発的態度が必要)
	2. 感謝の念を強くす(神仏への帰依による因縁からの脱出)
	3. 生徒の根本調査(生育歴の徹底調査)
	4. 日の出張=朝起張
	5. 誕生日、記念物教育
	6. 無合図課業(自発的態度養成)
体育	1. 根拠 (1) 不具者は遺伝的に体質劣等(聾哑者は呼吸器), (2) 日々の課業は過労大なり, (3) 従来の生活は非体育的
	2. 施設事項 (1) 裸体体操(5月1日~11月中旬, 横糸着用 11月中旬~4月末日), (2) ミューラー氏の乾燥摩擦の励行, (3) 体育理論の自発的研究, (4) 体操正課時間(毎時限1時間半, 1週4回), (5) 体育としての発音(全校生徒), (6) 校技=相撲(男女), (7) 級技=フットボール, (8) 一舉多得器械使用
教授	1. 修身科(1)信仰心の養成, (2)御製教育, (3)常識教育
	2. 国語科(1)発音会話励行(挑唇法), (2)漢字多用, (3)聾哑読本採定, (4)休日々誌, (5)尋ニヨリ文通実践, (6)大字励行
	3. 算術(1)実用主義, (2)金銭実際取扱, (3)色彩教授
	4. 地理科(1)交通本位, (2)貿易本位
	5. 理科(1)生理, 解剖を中心とす, (2)家事多様
	6. 図画科(1)图案中心 普四以後時数減少
	7. 木工科(1)実業学校程度, (2)販売主義
	8. 唱歌(1)聾哑生には聞歌のみ
	7. 裁縫科 普一より針を持たしむ

典拠 辻本(1918b)pp. 16-17; 内外盲人教育編集部(1919)pp. 69-70

ことが、不可欠であったと考えられる。

(2) 教育の実状と課題：しかし現実には、和歌山校は次のような課題を抱えていた。第一の課題は、学校の教育力不足である。教育力不足の第一の理由は、生徒数の増加に教員及び経費の補充が付いて行かなかつたことである。表2は、創立から1925(大正14)年までの和歌山校における、教員の資格別構成、生徒数、経費、そして生徒一人当たりの経費の推移を示している。附属盲哑学校時代(1915-1917)を見ると、盲人教育部の設置によって正教員が1名から2名に増員されたが、この間の聾哑生徒の増加率はほぼ3倍であり、聾哑部担当教員の負担が大きくなっていた。生徒一人当たりの経費も40円から30円へと減少している。

教育力不足の第二の理由は、職業科専任の教員の不在である。生徒の中には比較的年齢の高い者が含まれていたため、生徒およびその家族の職業教育に対する需要は大きかつたと考えら

れる。例えば、附属盲哑学校時代の生徒の年齢について「紀伊教育」誌は、「小さいのは8才から大きいので20才」であり「郡部から來るのが大抵12、3才頃から」(盲哑生, p.47)であると書かれた記事を紹介している¹¹⁾。即ち、郡部出身者には比較的年齢を経て入学する者が多く、生徒の中に20歳に達する者も含まれていた。

しかし、同じ記事が県立移管前の1916(大正5)年頃における和歌山校を、「一の職業学校で、普通科でも実業科目を多量に加へて居ります」(盲哑生, 47)と紹介しているにも関わらず、辻本(1924)によれば、和歌山校が職業科専任の教員を採用するのは1920(大正9)年度からである(p.8)。それまでは、裁縫科は辻本の妻しづが無給に近い形で担当し、木工科は師範学校附属小学校の手工室を借用し、同小学校訓導に嘱託していた(p.3)。

辻本もこの当時を述懐して、「盲教育者としては素人ばかりで、学生に対してもお氣毒」で

表2 和歌山校教員の資格別構成、生徒数、経費の推移（1909—1925）

教員の資格別構成(人)																	
	1909	1910	1911	1912	1913	1914	1915	1916	1917	1918	1919	1920	1921	1922	1923	1924	1925
校長							(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)
教諭																6	6
訓導	1	1	1	1	1	1	2	2	3	3	4	5	5	8	3	3	
教授嘱託	5	5	5	5	5	5	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
代用教員									1	1	1						
教員合計	6	6	6	6	6	6	3	3	3	5	5	6	6	6	9	10	10
教員中、東京聾啞学校・東京盲学校の教員養成施設の修了者の内訳(人)																	
東聾校卒	1														1	1	
東盲校卒									1	1	1	1	1	2	2	2	
合計	1								1	1	1	1	1	2	3	3	
生徒数(人)																	
聾哑生	10						11	24	30	34	46	50	65	84	83	96	103
盲生							9	7	9	10	10	15	20	29	32	37	42
合計	10						22	20	31	39	44	55	65	85	113	115	133
財政(円)																	
経常費							800	1,000	1,200	1,889	2,148	4,318	5,430	6,410	10,080	12,703	12,452
臨時費														21,107	24,745	14,163	
生徒一人あたりの経費(円)																	
							40.0	32.26	30.77	42.93	39.05	66.46	63.88	56.73	87.65	95.51	85.88

典拠 和歌山県立盲学校(1918～); 辻本(1924)p.17; 和歌山県立盲学校(1968)pp.46-50; 岩正三(2001)pp.213-214

備考 生徒一人あたりの経費=経常費/生徒数(円)

あつたと述べ、聾啞児には「普通学科ばかりを教えるだけで…」(辻本 [1933] p.1)と述べている。つまり、比較的年長の生徒とその家族の職業教育に対する需要、並びに教育主義における職業教育の重視の一方で、実際の同校の職業教育が未整備であったことは、附属盲学校卒業後の生徒の職業的自立に関わる重要な教育的課題であったと考えられる。

第二の課題は、生徒の教育及び保護のために少数の教員に掛かる負担が大きかつたことである。附属盲学校時代、教員は校時中の教育のみならず、放課後の寄宿生の世話、貧困児童への学資補助といった生活全般に亘る保護的役割を担っていた。例示すれば、辻本は自宅を寄宿舎として開放し、妻しづの協力の下、生徒達と寝食を共にする生活を送った(辻本 [1924] p.2)。また辻本は、自らの給料の二割を貧困児童の学資に充てていた(辻本 [1924] p.42)¹²⁾。

第三の課題は、自校校舎と寄宿舎の建築、並びにそのための土地の確保であった。紀伊教育会に移管されて以来、同校は和歌山城内の和歌山県教育会館を教室とし、寄宿舎は前述のよう

に辻本の自宅を充てていた(辻本 [1924] p.3)。

以上の三つの課題は、いずれも和歌山校の財政状況と不可分であった。紀伊教育会移管後、和歌山県は同校への県費補助を開始した。表2に示されるように、その補助額は、1915(大正4)年度の800円から1917(大正5)年度には1,200円へと相対的に増加しているが、これらの課題の大きさに照らせば、和歌山校の財政状況は窮屈していたと指摘できる。

以上をまとめると、附属盲学校時代の和歌山校は、前述のような自立像に生徒を近づけることを目標にしながらも、財政的窮屈による教育力の不足、教師に掛かる負担の大きさ、自前の施設の不在という条件によって制約を受けていたと言える。

III. 和歌山県立盲学校後援会の発足と県立移管に伴う教育の拡充

1. 和歌山県立学校後援会の発足と県立移管

このように、和歌山校が直面していた財政的窮屈に対処するために、1918(大正7)年4月、和歌山市内の有志は和歌山県立盲学校後援会

(以下、学校後援会)を発足させた。学校後援会発足の経緯は、次の通りである。

1917(大正6)年、和歌山県視学官の關谷善雄は、和歌山校を視察した際に「教員が生徒に補給することは永続し難いから父兄とか職員を中心として大に社会に訴ふ可きである」と言い、自分も「多額の金品を施与」した。続いて關谷は、兼ねてから和歌山校に同情を寄せていた休職中の判事である角谷大三郎の家を訪問して、和歌山校の財政がこのような教師の犠牲的努力によって補填されている実情を伝えた(辻本[1924] p.42)。

1917(大正6)年10月、和歌山市内有志が学校に招待された際に、角谷が和歌山県立盲哑学校後援会を発足させることについて提案すると、集まった人々は満場一致で賛成するとともに、同会創立の発起人となった(辻本[1924] pp.42-43)。

学校後援会の創立趣意書には「県立盲哑学校後援会の創設せられし所以」が、次のように書かれている。まず、県財政の制約により、和歌山校は「十分の設備」「学資補給」を望めないこと、それにも関わらず、「盲哑の上に猶ほ家貧しく、学資足らず、聖代に生れながら、就学の恩恵に浴し難き者」が多数存在すること述べる。そして、こうした不就学の盲児、聾哑児に就学機会を提供し、後には「自活の方策を助成」させることは、「社会的事業」であって、「単に県の施設にのみ委すべきもの」(辻本[1924] p.43)ではないと主張する。つまり、学校後援会は、学校を視察した視学官關谷や判事角谷を始めとする和歌山市内の有志が、和歌山校を社会的に支持すべきであるという認識の下で、発足させたものであったと言える。

学校後援会の発足の気運はもう一方で、和歌山県会に和歌山校の県立移管案及び新築校舎の建築案を提出するのを後押しした。即ちこれらの議案は、学校後援会発足の提案の直後に開催された通常県会(会期:1917[大正6]年11月11日～同年12月11日)において、紀伊教育会への移管の時にも尽力した県知事鹿子木小五郎に

よって提出された(辻本[1924] p.3; 和歌山県立和歌山盲学校, p.20)。

県立移管案は満場一致で可決されたが、新築校舎の建築案は県財政の多端を理由に否決された(和歌山県立和歌山盲学校, pp.20-22)。第一次世界大戦中の物価上昇に伴う歳出が膨張し、著しい経済変動の中で財源確保が困難になる一方で、新しい支出費目の増加は難問であった。とくに教育費は、小学校就学率、中等学校への進学志望の上昇という事情を反映して増加率の高い費目であったために、地域的・党派的対立を反映して県会において屢々「紛議の種」となった(和歌山県史編さん委員会, pp.666-668)。教育費獲得の課題は、ひとり和歌山校だけの問題ではなかったのである。

2. 県立移管に伴う教員補充、並びに学校後援会による教育の補充

和歌山校が県立に移管されると、徐々に教員の補充が実施された(表2参照)。まず、県立移管の初年には、東京盲学校師範科卒業生の金成甚五郎(1899-1974)が訓導として着任した(辻本[1924] pp.5-6)。また、和歌山県師範学校を卒業後、小学校教員をしていた森政雄(1894-没年不詳)が訓導に、和歌山校の卒業生である中川絹子(生没年不詳)が裁縫科の代用教員に、それぞれ採用された(辻本[1924] p.5)。

1920(大正9)年には、中川が退職する一方で、裁縫科訓導に園岡満寿恵が、木工科代用教員に川口昌雄(1921[大正10]年に訓導に昇任)が採用された。こうして、1920年から、訓導兼校長を務める辻本の下、盲人教育部は金成訓導が中心となって支え、教科教育は金成と森の両訓導が、そして職業科は園岡訓導と川口代用教員(後、訓導)が支えるという体制ができた。

他方、学校後援会の事業は、和歌山校を財政面、及び教育の補充の面で支える役割を果たした。表3は、学校後援会の主たる財源と会員数¹³⁾、そして支出内容の推移を示している。同表から、以下のことを指摘できる。第一点目に、学校後援会が学校経営において果たした役割の相対的大きさである。このことは、学校後援会

表3 和歌山県立盲啞学校後援会の主たる財源と支出の内訳

年度	収入(円)	主たる財源と会員数						主たる支出とその内容						備考
		終身会員 人 数	正会員 人 数	会費 (円)	寄附 人 数	金額 (円)	学資補給 人 数	金額 (円)	旅費 (円)	基本金 積入 (円)	備品 (円)			
1918 (大正7)	2172.4	33	1090.0	215	412.4	県教育 会社	591.3	3	108.5	62.4	1690.8		1690.8	・旅費・有田、海草二郡へ生徒付添 出張費
1919 (大正8)	3638.0	65	1278.0	218	411.4	22	16.0	4	152.5	96.3	3041.4		3041.4	・旅費・高野山へ26名出張講演費
1920 (大正9)	1270.9	6	95.0	221	399.8	8	212.0	2	190.0	29.6	3662.1	(ミシン機、 象嵌機)	3662.1	・基本金3,622.1円の内、150円を 「新生木工材料費貸付」に充当。 ・旅費・備本町へ生徒付添出張費
1921 (大正10)	614.2			112	431.1	1	2.0	3	93.0	10.3			4294.8	・この年度から基本金独立会計 ・旅費・内海町へ生徒業に付添
1922 (大正11)	750.6			126	332.3			1	74.0				4634.2	・基本金4,634円 22銭のうち150 円を「木工材料費貸付」に充当

典拠 辻本(1924)pp.44-50

備考 ①金額は1枚単位以下を四捨五入した額。

②1919年度及び1920年度の収入額は、前年度基本金を含む。1921年度及び1922年度の収入額は、前年度基本金を含まない。

の初年度の収入総額2,172円40銭が、同年度の和歌山校の経常費1,889円を越える額であったことから推察される。

第二点目は、毎年増資された基本金が、1921(大正10)年度以降、通常経費から独立会計となり、和歌山校を支える基本財産となっていましたことである。同年度以降、主たる財源の収入が減ったのは、このことと関連している。基本金は、金融機関からの利子、寄付金によってさらに増資されていった(辻本[1924]pp.46-50)。

ところで、終身会員の一時金からの収入が最初の3年間に限られている。このことは、1920(大正9)年3月以降の戦後恐慌、1921(大正10)年以降に展開された新築校舎期成運動(後述)に会費を納める支援者が増加したことと関係していたと考えられる。

第三点目は、学校後援会が和歌山校の教育を補充する側面があったことである。例示すると、学資補給が、毎年1~4名の生徒に対して行われている。盲啞教育普及講演会への生徒と付添の派遣には、出張費がほぼ毎年出されている¹⁴⁾。そして卒業生援助事業では、1920(大正9)年度にミシン機と象嵌機が購入され、基本金から「木工材料費貸付」費として150円が出された。これらの機械の導入と材料費の出資は、1920年3月に第一期技芸科卒業生が出たことに合わせた対処であったと考えられる。同年の成績は一ヶ月平均一人20円程度の収入であり、翌21年度には「更に増資して大規模の工場」(聾啞界編

集部[1920] p.36)を作ることが期された。

つまり学校後援会は、会費、寄付金を元手として基本財産を設立するとともに、貧困児童への学資補給、盲啞教育普及講演会、そして卒業生援助事業を行うことによって、和歌山校の教育的課題に対処していくと言える。

IV. 和歌山校新築期成運動と和歌山聾啞興業会の設立

1. 校舎狭隘問題と和歌山校への社会的支持の拡大

和歌山校は1921(大正10)年度以降も、生徒数と教員数、経常費を増加させ、その教育を徐々に拡充させていった(表2参照)。例えば、聾啞部では、川口代用教員の訓導への昇任(1921年、1923年7月退任)、和歌山県師範学校出身の森田栄次、秦野正之の二訓導の採用(1923年)、続いて東京聾啞学校師範科卒業の阪中倉一訓導、及び木象嵌専門の油田喜与蔵訓導の採用(1924年)があり、盲部では、東京盲学校師範科卒業の御本小一郎訓導の採用(1923年)があった。

しかし、生徒の増加に対し、校舎は依然として1915(大正4)年以来使用してきた和歌山県教育会館であった。1915年当初は20名であった生徒数が、1921年には85名に達していたから、校舎狭隘が問題となるのは当然であった。

1921(大正10)年4月、学校後援会の役員会は、和歌山校の新築移転を県に請願することを可決した。続いて学校後援会は、同月20日の開

校記念日に、和歌山市内の実業家や資産家を含む支援者を学校に招待し、出席者を発起人として和歌山県立盲啞学校新築期成同盟会（以下、新築期成同盟会）を発足させた。発起人36名¹⁵⁾は創立委員となり、その中から、和歌山市議、和歌山県議の経験のある橋田太郎を会長に選出し、設立趣意書を作成した（和歌山県立盲学校、pp.25-26；和歌山県史編さん委員会 [1989b] p.280）。

同年7月2日、和歌山県は、民間からの3万2千円の融金を条件として、1922（大正11）年度以降に盲啞学校の新築移転に取り組む内示を出した（和歌山県立盲学校、p.59）。これにより新築期成同盟会は、校長辻本と共に会員募集運動を展開し、1921年度中には目標額の寄付を集めた（辻本 [1924] p.59）。新築期成同盟会の会員数は362名となり、学校後援会（221名、1920〔大正9〕年度）を母体としつつ、さらにそれを拡大した規模となった。

和歌山校の校舎新築は、このような支持者の拡大によって実現されることになった。

2. 卒業後問題への対処としての和歌山聾啞興業会設立

(1) 卒業生の社会的孤立と就労困難への対処の必要性： 和歌山聾啞興業会（以下聾啞興業会）は、1922（大正11）年9月に設立された。その際に辻本は、卒業生¹⁶⁾が直面している次のような問題を指摘している。即ち、家族に相当な収入があつても、聾啞の彼等が「自宅に蟄居」することが「色々の苦情」（辻本 [1922] p.13）の原因となっているという。辻本の言は、生徒が卒業後自宅に戻り、就労や社会関係から切り離されて孤立を経験しており、家族もこうした状況への対処に苦慮していたことを示唆している。

このような社会的孤立は、比較的裕福な階層に属し、教育機会を享受することで常人の生活像に近似した聾啞者であればこそ、より強く感じられたであろう。例えば「聾啞界」誌編集者である聾者藤本敏文は、「教育のある事が禍」（藤本生、p.18）となり、失職や就職難に困惑

表4 1919（大正8）年の和歌山校盲部・聾啞部生徒の家業と出身地

出身地	人	家業	人
和歌山市	24	農業	22
日高郡	8	商業	14
那賀郡	7	労働者	7
他府県	6	工業	4
海草郡	4	会社員	3
東牟婁郡	3	官公吏	1
有田郡	2	合計	51
西牟婁郡	1		
合計	55		

典拠 内外盲人教育編集部(1919)p.70

する聾啞者の心理の問題を提起している。

表4は、1919（大正8）年の和歌山校盲部と聾啞部の生徒55名の出身地と家業を示している。同表を見る限り、労働者家庭の子弟も含まれるもの、比較的裕福な和歌山市内の商業経営者、会費を支弁できる郡部の農業経営者の子弟が、過半を占めたと考えられる。従って、和歌山校の生徒の多くは、卒業後に一般事業所での就労が困難でも、家族の扶養を受けることができた。但し、同時に上述のような孤立もまた起こっていた。

当時、就労困難も重大な問題であった。1925（大正14）年の日本聾啞協会通常会員（全国）の職業統計表によれば、男性517名中有業者は431名（約83%）、女性153名中有業者は40名（約26%）であった（藤本編、pp.704-705）。つまり、男性では約17%、女性では約74%の者が自活困難であり、このような傾向は、和歌山県においても恐らく類似していたであろう。とくに1920（大正9）年春以降の戦後恐慌は、和歌山県でも失業者を増大させており（和歌山県史編さん委員会 [1989a] pp.721-725）、聾啞者の就労を一層困難にする要因であったと推察される。

(2) 学校父兄会による和歌山聾啞興業会設

立の提案： 聾啞興業会の設立において、生徒の親たちが果たした役割は重要であった。まず親たちは、学校後援会による支援、そして「盲啞教育令発布の世論」の昂揚に触発されて、1921

(大正10) 年1月、和歌山県立盲啞学校父兄会(以下、学校父兄会)を発足させた。学校父兄会の事業内容は、家庭教育講習会の開催、盲啞教育令の発布促進、生徒用備品の寄贈、そして、聾啞興業会を設立し同会を間接的に助力することであった(辻本[1924] p.57)¹⁷⁾。

盲啞教育令発布の請願運動は、1920(大正9)年11月の第7回全国盲啞教育大会において、盲啞教育令発布期成会が発足されることによって一層組織化され、請願運動を衆・貴両院に拡げると同時に、請願署名を飛躍的に増大させた(平田[1989] p.24)。つまり学校父兄会は、この請願運動と軌を一にする形で発足されたものであった。

一方、学校父兄会が聾啞興業会設立の提案をした経緯は、次の通りである。即ち学校父兄会は、生徒の卒業後の「安全を保証」するために、技芸科の修業年限3カ年を5カ年に延長し、「卒業生の団結向上」を促進する方法について辻本と協議し、その結果「産業組合の形式」(辻本[1924] p.66)による聾啞興業会の設立を提案した。

小学校令が準用されていた聾啞学校の教育年限の問題、及び上述の卒業生の生活困難問題は、大正期の聾啞学校関係者の主要な関心事項の一つであり¹⁸⁾、このうち教育年限の延長は、盲啞教育令の制定による実現が期待されていた。従って学校父兄会は、一方では盲啞教育令の制定を求め、他方でこうした卒業後問題に対処するために、産業組合方式による資金捻出を提案したのであった。

学校父兄会の役員会において「聾啞興業会創立の件」が決議されたのは、1922(大正11)年4月1日である。この時期は、その前年から開始された新築期成同盟会の活動が、目標額を達成し、既に県から校舎新築の認可を得て移転先の土地も確保していた頃であった(新築工事へ

の着手は、1922[大正11]年11月)。校舎新築の実現の見込みが得られたことは、作業場を確保しうるという意味で、聾啞興業会設立構想の具体化を後押ししたと考えられる。

(3) 和歌山聾啞興業会における就労機会の提供と教育の補充： 和歌山聾啞興業会の事業目的は、聾啞者の「自立心」の育成、「自活ノ途」の付与による「生活上ノ安全」の保証、そして「一身上ノ指導保護」(和歌山聾啞興業会会則第2条)であり、その事業内容は、第一に裁縫、指物、その他の手芸品の「製作販売」と「此ノ種ノ製作ノ請負」であり、第二に、聾啞者の「補習教育」と「職業紹介」及び「一般ノ指導保護ニ関スル事業」(同第3条)であった(辻本[1922] p.14)。

この事業内容は、福岡県の聾啞製作所のそれをほぼ踏襲したものであったが、「補習教育」と「一般的指導保護」は、聾啞製作所の事業目的・内容にはない内容であった¹⁹⁾。指導係は、和歌山校の職業科教員が担当した。聾啞興業会は、就労機会の提供により学校後援会の卒業生援助事業を継承するだけでなく、補習教育、生活全般の指導保護により、和歌山校の教育を補充するものであったと言える。

聾啞興業会の会員は、「本県立盲啞学校在校生、卒業生其他関係者」(同第4条)と定められた。会員は、入会とともに、一口10円の会費を「其引受ケタル口数」(同第5条)出資し、出資額に応じて利益の配当を受けることができた(第6条)。初年度の収入総額は、会費からの収入795円(159口分)に、製作品の売上高と聾啞興業会の財産を合わせて1,659円であり(辻本[1924] p.71)、福岡の聾啞製作所の資本金総額の2万2千円に比べて格段に小さかった。このように聾啞興業会は、経営規模が聾啞製作所のそれよりも小規模であった。

しかし、在校生と卒業生が出資する会費を主たる財源としたことは、聾啞製作所の株主のほとんどが保護者や篤志家であったのとは対照的である²⁰⁾。辻本は、このように実際に金銭の扱い方を覚えさせて「精神を涵養」することが、

生徒の自立心の育成に最適な方法であると考えたのであった(辻本 [1922] p.13)。

(4) 初代校長辻本與次郎の教育理念の貫徹：聾啞興業会の第一の目的である自立心の育成は、校訓に「自立自営」を掲げた和歌山校の教育理念の延長上にあると考えることができる。聾啞興業会にこのように和歌山校の教育理念を貫徹する役割を付与しようとした点を、以下、教育者としての辻本の認識から検証する。

辻本は、「吾人の目標」と題する小論において、聾啞者が「片輪」扱いされるのは、「社会常人ばかりの罪」ではなく、聾啞者自身も責任の一端を担っていると述べる。即ち辻本は、聾啞者は「自尊心」、「常人と共に権利を主張し義務を重んずる考へ」、「進んで修養したいとの欲望」が足りないと述べ、国民である以上「国民道徳」を修め、人格の完成を願い、そして「社会又は国家に要求し又義務を尽す」(辻本 [1920] pp.9-10) 覚悟が必要であると述べる。

従って辻本は、盲啞教育を「特種の教育」として、「金満家」や「慈善家」に一任するような考え方を否定し、聾啞者に対しても、常人と離れ、「特種に在って」(辻本 [1920] p.11) 世間の人々の同情に慣れることに危惧を示す。ここで言う「特種」とは、人格を備えず、世間の憐憫と救済の対象であることである。辻本は、聾啞者に対し、この「特種」の位置から脱し、自尊心、権利と義務の意識のある国民としての人格を備えることを期待したと言える。

辻本の聾啞者に対するこうした期待は、日本聾啞協会和歌山部会²¹⁾の発会式(1922 [大正11]年3月21日)における辻本の講話において、聾啞興業会の構想と接続する。辻本は、「自立せよ諸君」と題するこの講話において、聾啞者が「後援団体、保護会等の援助」を受けることは「大恥辱」であるとし、「聾啞互助会附属株式会社」創立の将来構想を述べた(聾啞界編集部 [1922] p.55)。

後に辻本(1924)は、聾啞興業会を「十ヶ年後には株式会社に改革」(p.66)すると述べている。つまり、辻本が和歌山部会発会式で提案し

た「聾啞互助会附属株式会社」は、聾啞興業会をさらに発展させたものとして想定されていた。辻本は、聾啞者が相互扶助兼授産の組織に依ることにより、和歌山県内有志、及び学校父兄会による支援に甘んぜずに、自発的に自活と人格の向上を目指すことを期待したのである。

聾啞興業会におけるこのような自発性の重視は、学校父兄会の助力を「間接」(辻本 [1924] p.58)的な範囲に留めようとした点に示される。しかし実際には、聾啞興業会の設立は学校父兄会の力に負う部分が大きかったし、聾啞興業会の会長、副会長、会計監査、幹事の役職は生徒の親または教員であった(辻本 [1922] p.14; 辻本 [1924] p.66; 藤本編 [1935] pp.142-143)。従って、聾啞興業会における自立は、家族や教師の期待と援助を前提としていたと考えられる。

付言すれば、自発的に自活と人格の向上を目指すという自立像は、聾啞者のみに期待されたものではなかった。このような自立像は、例えば1919(大正8)年3月の「民力涵養に関する訓令」で国民に期待された規範と適合するものであった。この訓令は、國力の拡充と、米騒動に見られるような社会矛盾への対処のため、内務大臣が地方長官に発したものであるが、その「五大要項」の文面には、「國家觀念ノ養成」「自治ノ觀念」「世界ノ大勢ニ順応」「共濟ノ美」「勤儉力行」(和歌山県史編さん委員会 [1989a] p.671)といつた鍵概念が使用された。

辻本は、国民教育の担い手の一人として、第一次世界大戦後の日本は「世界最大強国となるべき責任國」(辻本 [1920] p.10)であるとの認識の下、国民全体に期待された自立像を聾啞者にも期待したのであった。

IV. おわりに

大正期の和歌山県立盲啞学校において和歌山聾啞興業会が設立される経緯と理由を、同校の教育的課題と、それに対して学校支援組織が果たした役割、卒業後問題、初代校長辻本與次郎の教育理念との関係の観点から分析してきた。

和歌山校の教育は、小学校令から準用される

小学校の目的に準じながらも、盲あるいは聾啞という障害に対応して、体育、発音、職業教育、自立と信仰、常識といった独自の重点的課題を設けた。このような教育において、聾啞者に期待された自立像は、精神面での自発性、身体面での健康、社会生活を営むための常識と職業的技能、そして、発音による意思疎通能力を装備することであった。しかし和歌山校の教育の実状は、財政的窮迫による教育力の不足、教師に掛かる負担の大きさ、自校校舎の不在という条件によって制約を受けていた。

このように困難な条件に置かれた学校を社会的に支えようとする和歌山市内の有志によって設立された学校後援会は、和歌山校の県立移管を促進するとともに、会費、寄付金を元手として基本財産を設立し、貧困児童への学資補給、聾啞教育普及講演会、そして卒業生援助事業を行うことによって、和歌山校の教育的課題に対処していった。さらに学校後援会の運動は、聾啞教育令発布を求める全国的運動と呼応しつつ、校舎新築運動へと拡大していった。

和歌山校への社会的支援に触発されて発足した学校父兄会は、卒業後問題という、学校後援会以来の課題を継承した。即ち学校父兄会は、和歌山校の校舎新築の実現が見込まれる中で、学校後援会の事業であった卒業生職業援助を、産業組合方式による聾啞興業会として発展的に引き継いだ。

和歌山校の聾啞生の経験する卒業後問題とは、社会的孤立と就労困難であった。この卒業後問題に学校の側から対処する必要のあった初代校長辻本にとって、聾啞興業会の設立は、僥幸的に教育年限の延長を可能しうる方法である同時に、聾啞者に、国民としての人格を備え、「特種」の位置から脱却させるための拠り所であった。

しかし他方で、聾啞者に期待された自立は、家族や教師の期待と援助を前提として成立しうるという側面があった。またその自立像は、第一次世界大戦を経て帝国主義化を強めていくわが国において、国民全体に期待された資質に適合するものであった。

最後に、冒頭で述べた私立福岡盲啞学校の株式会社聾啞工芸品製作所との比較の視点を提起しておく。第一に、学校創設の経緯と理念において、学校教育としての枠組みと、慈善事業としての枠組みが、それぞれ関与した程度という点から見ると、師範学校附属小学校聾啞学級として創設された和歌山校は、前者の枠組みの関与が福岡校よりも強かったと考えられる。第二に、学校及び学校支援組織の財政規模という点から見ると、和歌山校は、福岡校よりも小規模であった。第一、第二の視点は、両地域の授産施設が、昭和初期以降に異なる経緯を辿った意味を解明する上で、今後重要な要素になってくると思われる。

謝辞

本研究を進めるための資料収集にあたり、和歌山県立和歌山聾学校、和歌山県立和歌山盲学校、筑波大学附属聾学校、筑波大学附属盲学校の協力を得ました。記して感謝の意を表します。

註

- 1) 本論文では研究課題の設定上、盲啞学校の聾啞部も含めて聾啞学校と総称することとする。但し、当該の盲啞学校を総体として指す場合はこの限りではない。
- 2) 主な文献として、福田・佐々木（1995）、加藤（1972）、加藤（1994）、川本（1940）、京都府ろうあ協会（1966）、丸川（1929）、盲聾教育開学百周年記念事業実行委員会編集部会（1978）などがある。
- 3) 福岡校が、学校教育の枠組みに定着していく過程で、専門的教員の増加と口話法の導入により、聾啞製作所の有した保護機能を分離させていく過程については、佐々木・中村（2004）を参照。
- 4) 文部省訓令第六号に基づいて、この時期に師範学校に設置された特別学級としては、「低能」学級が福岡、岩手、姫路の各師範学校、及び東京高等師範学校の4校、盲啞学級が徳島（1907 [明治40] 年、盲・聾）、高知（1908

- [明治41] 年、聾、三重(1910 [明治42] 年、盲)の4校であった(文部省 [1958] pp.58-59)。
- 5) このあたりの事情は、辻本の書いた「盲啞を教ふるにいたった動機」(辻本 [1918a])を参照。
- 6) 聾啞学級への改編後の1910(明治43)年ににおける生徒10名の出身地は、和歌山市6名、有田郡1名、海草郡1名、日高郡1名、伊都郡1名であったが(和歌山県立和歌山盲学校, p.14)、和歌山市と郡部のいずれにおいても、比較的裕福な家庭の子弟が含まれていた(辻本 [1940] pp.168-242; 和歌山県立盲啞学校 [1921])。
- 7) 明治33年改正小学校令の第1章総則5条で「幼稚園、盲啞学校其ノ他小学校ニ類スル各種学校ノ規程ニ關シテハ本令中別段ノ規定アルモノヲ除クノ外文部大臣之ヲ定ム」と規定された。
- 8) 明治43年改正小学校令により、尋常小学校の就業年限が4カ年から6カ年に延長され、高等小学校は2～4年であったのが2～3年へと変更された。また教科目では、必修科目である修身、国語、算術、体育に、日本歴史、地理、理科、図画、唱歌が追加された。
- 9) ここで依拠した資料は、県立移管後の和歌山校に関するものであるが、「教育主義」については、盲啞生(1916)の記述にも見られることから、「教育主義」及び「施設」のそれぞれの構成要素は、既に附属盲啞学校時代の教育理念と内容・方法に現れていたと解釈することとする。
- 10) 盲教育、聾啞教育が公教育の枠組みの中に位置づけていくことは、明治末期以降、全国の盲啞教育関係者の懸案であった。例えば、東京聾啞学校校長の小西信八(1854-1938)は、「聾啞界」誌上で、行政官や教育家の中に盲啞教育を「慈善事業」と見なす「謬見に囚はるる者」が多いことに遺憾の意を示し、盲啞教育を国家の教育組織として編成するための「盲啞教育制令の発布」(小西, pp.5-7)の必要性を主張している。
- 11) 和歌山校の入学許可年齢は、聾啞学級時代は6歳、附属盲啞学校時代は10歳(和歌山県立和歌山盲学校, p.16, 21)、県立移管後は少なくとも盲学校及聾啞学校令制定後に再度6歳に早められる、というように変化してきた。
- 12) 和歌山校では、授業料は不徴収であったが(1917 [大正6] 年3月には文具費10銭が加わる)、遠方の出身者が寄宿舎に入る場合は一ヶ月約5円の宿費が必要であった(和歌山県立和歌山盲学校, p.16, 21)。
- 13) 学校後援会の会員は、正会員と終身会員に分けられ、正会員はひと月5銭以上、終身会員は一時金15円以上の会費を支払うものとされた。
- 14) 盲啞教育普及講演会は、1919(大正8)年と1920(大正9)年の二年間に県内各地で計8回の開催された。講演者は、会長角谷大三郎、会計監督松井善助、弁護士橋田太郎、校長辻本與次郎、訓導森政雄および金成甚五郎であった。盲生は、朗読、書取、珠算、速算、綴方を、聾啞生は、發音基礎、読唇会話、朗讀を実演した(聾啞界編集部 [1920] p.35; 辻本 [1924] pp.50-51)。このようにして、盲啞教育への社会的賛同を獲得するための運動が展開された。
- 15) 発起人の中には、大正期に綿ネル、メリヤス製品の生産・海外輸出で成功を遂げた南楠太郎(和歌山紡織株式会社社長)、方正太郎、竹中源助(竹中商店)、合成染料生産を成功させた由良浅次郎、第四十三国立銀行頭取の宮本吉右衛門といった和歌山市内の実業家や銀行家が名を連ねた(和歌山県立盲啞学校 [1921]; 和歌山県史編さん委員会 [1989a] p.704, 714; 同 [1989b] p.110, 277, 466)。和歌山校の発展は、明治期以降の県内の近代産業の発展による彼等のような「資産家の形成」(和歌山県史編さん委員会 [1989a] p.714)とも関係があった。
- 16) 和歌山校は、同年3月までに聾啞部技芸科卒業生8名を出した(辻本 [1924] p.17; 和

- 歌山県立盲啞学校 [1918-1940])。
- 17) 学校父兄会の目的は、「盲啞学校と連絡を図り家庭教育の実績を挙ぐること」「和歌山県立盲啞学校を援助すること」「保護者相互の親密団結を保つこと」「其他必要なる事項」の四つであった（辻本 [1924] p.57）。
- 18) 例えば、1917（大正6）年7月開催の第6回全国盲啞教育大会では、聾啞部議題の一つに「聾啞卒業生の実況及指導方法」が提出され、京都校の寺町六郎により京都盲啞保護院の実況が紹介される一方で、名古屋校の橋村徳一により修業年限の延長の必要性が述べられた（内外盲人教育編集部 [1917] p.88）。
- 19) 福岡県の聾啞製作所の事業目的・内容は、「和洋裁縫品、木工品、其他手芸品の製作販売、及び其製作の請負、並に聾啞者の職業紹介を為す」ことであった（句点は引用者。福岡県教育会, p.36）。
- 20) 株式会社方式をとった聾啞製作所の株主146名中、職工であり株主でもある者は、設立当時は7名であった（福岡県福岡聾学校, pp.274-275）。
- 21) 和歌山部会は、和歌山校同窓会組織である「和親会」を母体とし、日本聾啞協会の部会設立の規定（10名以上の聾啞者）を満たすことにより、同協会の第11番目の部会として発足することになった。部会長には辻本が就任した（聾啞会編集部 [1922] pp.53-56）。

文献

- 藤本生（1926）聾啞者の慰楽の問題、聾啞界, 37, 11-13.
- 藤本敏文編（1935）聾啞年鑑、聾啞月報社。
- 福田弘子・佐々木浩子（1995）丸山千代ーともしひをかかげて、豊島区立男女平等推進センター編、風の交叉点3ー豊島に生きた女性たち、ドメス出版, 90-107.
- 福岡県福岡聾学校（1940）福岡聾学校三十年史、福岡県福岡聾学校。
- 福岡県教育会（1919）聾工製作所創立、福岡県教育会々報, 266, 35-39.
- 平田勝政（1989）大正デモクラシーと盲聾教育ー「盲学校及聾啞学校令」の成立過程の分析を通してー、長崎大学教育学部教育科学研究報告, 37, 21-44.
- 加藤康昭（1972）盲教育史研究序説、東峰書房。
- 加藤康昭（1994）日本の障害児教育成立史に関する研究ー成立期の盲・聾啞者問題をめぐる教育と政策ー、茨城大学教育学部紀要(教育科学) 43, 125-142.
- 川本宇之介（1940）聾者の職業教育と指導施設、財団法人聾教育振興会。
- 小西信八（1918）盲啞の教育は慈善に非ず、聾啞界, 17, 5-8.
- 京都府ろうあ協会（1966）京都府ろうあ協会の歴史と諸問題、京都府ろうあ協会。
- 丸川仁夫（1929）日本盲啞教育史、京都市立盲学校同窓会・京都市立聾学校同窓会。
- 盲啞生（1916）本会附属盲啞学校便り、紀伊教育, 241, 47-48.
- 盲聾教育開学百周年記念事業実行委員会編集部会（1978）京都府盲聾教育百年史、盲聾教育開学百周年記念事業実行委員会。
- 内外盲人教育編集部（1917）第6回全国盲啞教育大会、内外盲人教育, 6 (秋), 83-92.
- 内外盲人教育編集部（1919）和歌山県立盲啞学校要覧、内外盲人教育, 8 (秋), 69-70.
- 西田美昭（1985）近代日本における障害児教育の特質、東京大学社会科学研究所（編）日本の社会と福祉、東京大学出版会, 251-315.
- 聾啞界編集部（1920）和歌山県立盲啞学校後援会事業、聾啞界, 22, 35-36.
- 聾啞界編集部（1922）和歌山部会発会式概況、聾啞界, 24, 53-56.
- 佐々木順二・中村満紀男（2001）大正期の福岡盲啞学校における株式会社聾啞工芸品製作所設立の経緯と理念、心身障害学研究, 25, 111-126.
- 佐々木順二・中村満紀男（2004）聾啞学校における専門的教員の増加および口話法の導入と保護機能の分離ー大正期から昭和戦前期の福岡盲啞学校を事例としてー、心身障害学研究, 28, 81-97.
- 戸崎敬子（2000）新特別学級史研究ー特別学級の成立・展開過程とその実態ー、多賀出版。
- 辻本與次郎（1918a）盲啞を教ふるに至った動機、聾啞界, 17, 19.
- 辻本與次郎（1918b）当校の施設要項、聾啞界, 18,

16-17.

- 辻本與次郎 (1920) 吾人の目標. 聰啞界, 22, 9-11.
辻本與次郎 (1922) 和歌山聾啞興業会生る. 聰啞界, 25, 13-15.
辻本與次郎 (1924) 盲聾啞教育令發布記念誌. 和歌山県立盲啞学校.
辻本與次郎 (1933) 十五の春を迎えて. 和歌山県立盲啞学校同窓会編県立十五年記念号.
辻本與次郎 (1940) 声なき子供たち. 金星堂.
和歌山県史編さん委員会 (1989a) 和歌山県史 近現代1. 和歌山県.
和歌山県史編さん委員会 (1989b) 和歌山県史 人物. 和歌山県.

和歌山県立盲啞学校 (1918-1940) 学校沿革史. 私家版.

和歌山県立盲啞学校 (1921) 新築期成会名簿. 私家版.

和歌山県立盲学校研修部 (1968) 本県の盲教育の歴史の中で (座談会). 教育研究, 43 (2), 1-28.

和歌山県立和歌山盲学校 (1968) 和歌山県立盲学校創立五十周年記念誌. 和歌山県立盲学校.

和歌山県立和歌山ろう学校 (1971) 創立50周年校舎改築落成記念誌. 和歌山県立ろう学校.

— 2004. 8. 31 受稿、2004. 11. 9 受理 —

Insufficient Education and an Establishment of Sheltered Workshop at the Wakayama School for the Deaf in Japan, 1915-1922

Junji SASAKI

The purpose of this study is to clarify the process and the meaning of an establishment of sheltered workshop at the Wakayama School for the Deaf in Japan during 1915 and 1922. Wakayama School's educational policy was to promote the students' feeling of self-reliance, health, common sense, and occupational achievement by providing them both curriculums based on public schools and vocational training. However, the annual appropriation from the authority of Wakayama Prefecture was not enough, thereby the School faced with the following problems- insufficient educational force, severe burden on the teachers and absence of the School's own building and dormitory. To mitigate these problems, charitable persons who appreciate the School's work founded the supporters' organizations of the Wakayama School. One of these organizations, the Parents Association helped the school to establish a sheltered workshop. The aim of the workshop was to cope with difficulties of the deaf in working at regular industries and social life, which was in consonance with the policy of Tsujimoto, the first principal of the Wakayama School.

Key Words : school for the deaf, transition, supporters' organization, Wakayama prefecture, 1915-1922 Japan